

高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正（案）

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
<p>第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。</p> <p>(1) 社会的養育部会</p> <p>(2) <u>ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策部会</u></p> <p>(3) 保護育成部会</p> <p>(4) 保育部会</p> <p>(5) 児童虐待検証部会</p> <p>2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。</p>	<p>第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。</p> <p>(1) 社会的養育部会</p> <p>(2) ひとり親家庭部会</p> <p>(3) 保護育成部会</p> <p>(4) 保育部会</p> <p>(5) 児童虐待検証部会</p> <p>2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。</p>
第3条～第8条 略	第3条～第8条 略
<p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、昭和 55 年 6 月 16 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 15 年 5 月 23 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 16 年 8 月 6 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。</p>	<p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、昭和 55 年 6 月 16 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 15 年 5 月 23 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 16 年 8 月 6 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。</p>

附 則
この規程は、平成 30 年 9 月 10 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 19 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 4 年 8 月 18 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 6 年 8 月 13 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 年 月 日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	略
ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策部会	・母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見 ・こどもの貧困対策に関する意見
保護育成部会	略

附 則
この規程は、平成 30 年 9 月 10 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 19 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 4 年 8 月 18 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 6 年 8 月 13 日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	略
ひとり親家庭部会	・母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見
保護育成部会	略

保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可に対する意見 ・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見 ・ <u>保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、認可外保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部）に通うこどもに対する虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見</u> ・ <u>虐待の事実確認等に必要と認められる事項の調査審議</u> 	保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可に対する意見 ・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見
児童虐待検証部会	略	児童虐待検証部会	略
里親委員会	略	里親委員会	略
こども支援専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被措置児童等虐待（高知県が所管行政庁となる事業等で保育部会において調査審議する事項を除く。）への措置状況（事実確認含む。）に対する意見</u> ・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為 	こども支援専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被措置児童等虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見</u> ・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為への同意に係る意見 ・ 社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見

	<p>への同意に係る意見</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見・その他児童の処遇に関する事項の調査審議		<ul style="list-style-type: none">・その他児童の処遇に関する事項の調査審議
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------